

固定資産税に 関する 申告を忘れずに!



長期優良住宅の固定資産税が 減額されます

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅を新築し左記要件をすべて満たした場合、当該家屋に係る固定資産税が減額されます。

◆要件

- ①平成21年6月4日から平成30年3月31日までの間に新築された住宅
- ②長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅
- ③住宅部分の床面積が1/2以上で、かつ50㎡(戸建以外の貸家住宅については40㎡)以上280㎡以下の住宅

◆減額内容

新築後5年間(一般の住宅)または7年間(3階建以上の中高層耐火住宅等)、床面積が120㎡以下の住宅部

分については、税額が1/2となります。

◆手続き

新築した翌年の1月31日までに、長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付し、申告書を提出してください。

1月は償却資産の 申告期間です

法人・個人で事業(工場・商店・アパート経営・太陽光発電事業など)を営んでいる場合、所有している事業用資産(機械・器具・舗装等の構築物・備品など)には償却資産分として固定資産税がかかります。市内に償却資産を所有している方は、1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに市長に申告しなければなりません。

所有している資産を確認の上、申告してください。なお、申告期限近は窓口が混雑しますので、早めの申告をお願いします。また、「eLTAx」による電子申告もご利用できます。

お問い合わせは、

資産税課(2階)

☎(20)1579、FAX(20)1609へ。

★第4回 もばら冬の七夕まつりを開催します★

「もばら」は、関東屈指の七夕まつり「茂原七夕まつり」と「冬の七夕まつり」で、織姫と彦星が年に二度出逢えるまちです。2月1日☉から14日☉までの2週間、市役所周辺と市役所脇の豊田川(愛称:天の川)がイルミネーションで輝きます。

前回好評を博したプロジェクションマッピングや足湯「冬タナの湯」、市内小学生による手作りPETボトル灯籠のほか、各種ステージイベントも開催予定。幻想的な雰囲気の中で、特別な人と、特別な日を一緒に過ごしませんか?



◆日時 2月10日☉ 12時~20時

※イルミネーション点灯期間: 2月1日☉~14日☉
イルミネーション点灯時間: 17時30分~21時

◆会場 市役所前市民広場、南側駐車場、
豊田川(愛称:天の川)

お問い合わせは、茂原七夕まつり実行委員会 冬の七夕委員会(商工観光課内)
☎(20)1528、FAX(20)1604へ。